

○総務省告示第千二百三十三号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十条の七第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。  
なお、平成二年郵政省告示第五百六十九号(デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件)は平成十七年十一月三十日限り廃止する。  
平成十七年十月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

- 1 J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置若しくは狭帯域直接印刷電信装置による通信又はF三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信(以下「デジタル選択呼出装置等による通信」という。)を行う船舶局の無線設備は、次の条件に適合すること。
- 2 取扱いが容易なものであること。
- 3 選択された周波数は、容易に確認できるものであること。
- 4 機械的雑音が少ないものであること。
- 5 ○から九までの数字の入力パネルを有する場合は、その数字のキー配列は国際電気通信連合電気通信標準化部門の勧告(ITU)によるものであること。
- 6 遭難警報を送出するための専用のボタンは、独立した二以上の操作により作動するものであり、かつ、前号の条件に適合する入力パネル又は国際標準化機構(ISO)の規格によるキーボードのキーでないこと。
- 7 遭難警報が送信されていることを示す機能を有すること。
- 8 空中線の断線又は空中線端子の短絡からの保護手段を有すること。
- 9 過剰電流、過剰電圧、電源の過渡変動及び電源の極性の偶発的な反転からの保護手段を有すること。
- 10 露出した金属部分は、接地することができること。
- 11 電源端子は、接地されていないこと。
- 12 電圧五ボルトを超える電気(高周波のものを除く。)を通する導電部は、容易に露出しないように、次のいずれかの条件に適合する遮へい体を有すること。  
(一) 遮へい体を開けたときは、自動的に電源が遮断される構造であること。  
(二) 遮へい体を開けるためには工具を必要とする構造であり、かつ、高電圧に対する注意事項が外部に表示されていること。
- 13 通常の取付位置において、製造者名、型式名及び製造番号が明確に判読できるように外部に表示されていること。
- 14 デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局であって、一、六〇六・五kHzから二、六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備は、前項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。
- 15 送信周波数及び受信周波数は、それぞれ独立して選択することができること。
- 16 周波数二、一八二kHzに切り替える場合には、その電波型式はJ三Eが自動的に選択される機能を有すること。
- 17 装置の一部を加熱する必要がある場合は、給電後三十分以内に一定の温度に達するものであること。なお、加熱回路に供給する電力は、他の回路に電力を供給するスイッチの「断」により切れるものであつてはならない。
- 18 電源投入後、送信装置の一定部分に電圧の供給を遅延させる必要がある場合には、この遅延は自動的に行われるものであること。
- 19 デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、第一項に掲げるもののほか、次の条件に適合すること。

- 1 一六チャネル(一五六・八MHz)と七〇チャネル(一五六・五二五MHz)は、他のチャネルと明確に区別し得るように表示するものであること。
- 2 スケルチ制御が行えること。
- 3 一六チャネル音声出力は、船上において通常予想される周囲雑音の中で聴守するのに十分なものであること。

附則

○総務省告示第千二百三十四号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第二条第六項第三号の規定に基づき、昭和五十二年郵政省告示第六百二十号(無線局免許手続規則第二条第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。  
平成十七年十月二十一日  
総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第千二百三十五号

登録点検事業者等規則(平成九年郵政省第七十六号)第十条及び別表第四号第三(2)の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六百六十六号(登録点検事業者等が行う点検の実施方法を定める件)の一部を次のように改正する。  
平成十七年十月二十一日  
総務大臣 麻生 太郎

2の2 不要発射の強度

第一の第三項第二号の表2の項中「すべの周波数」として「設備規則別表第3号に掲げられる不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち9kHzから110GHzまでの周波数範囲で測定する。」とあり、「設備規則別表第3号」を「設備規則別表第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

「原則として設備規則別表第3号における不要発射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち9kHzから110GHzまでの周波数範囲で測定する。」

無線設備の構成(アンテナ、増幅器、導波管その他の機器の使用状況等)により、特定の周波数特性を示す電圧等が合理的に確認できる場合は、その旨を記載すること、当該周波数範囲の測定に代えることができる。

また、給電点から測定する機器により不要発射が減少することを明らかにすることができ、測定値から減衰量により補正した値を測定値とすることができる。

アンテナ周波数にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。

原則として無線設備を通常の動作させたときに測定される電圧を平均電力(無線局(移動局)又は30MHz以下の周波数の電波を使用する無線局(移動局)又は30MHz以下の周波数の電波を使用する放送局以外の無線局に限る。)にあっては、定めるところにより、その値を設備規則別表第3号に定める不要発射の強度をかけた状態で測定可能なものにあっては、無変調状態において測定した値とする。

不要放射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参照帯域幅あたりの値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。  
電界強度の測定による場合は、障害物の影響がでる限り少ない受信点で行う。  
給電点の端子等において測定することができず、電界強度の測定による場合であつて、測定帯域において外来波の影響を除去することができず測定値が信路を省略することができるときは、その周波数範囲の測定を省略することとする。

第一の第三項第二号の表注3中「(スプリアス放射)」の次に「又は不要放射」を加える。

附則

- この告示は、平成十七年十一月一日から施行する。
- 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第六十九号)附則第三号第一項(同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。)、第三項若しくは第五項又は第六号によりその技術的条件をなお従前の例によるものとされた無線設備の点検については、平成三十四年十一月三十日までは、なお従前の実施方法によることとする。この告示の施行の日から当分の間は、この告示による改正後の第一の第三項第二号の2欄中における周波数範囲は、設備規則別表第三号において不要放射の強度の許容値を規定する周波数範囲のうち上限と下限をそれぞれ次の表に規定する周波数範囲とすることが出来る。

基本周波数帯の範囲	下 限	上 限
9kHzを超え100MHz以下	9kHz	1GHz
100MHzを超え300MHz以下	9kHz	第10次高調波
300MHzを超え600MHz以下	30MHz	3GHz
600MHzを超え5.2GHz以下	30MHz	第5次高調波
5.2GHzを超え13GHz以下	30MHz	26GHz
13GHzを超え150GHz以下	30MHz	第2次高調波
150GHzを超え300GHz以下	30MHz	300GHz

注1 無線設備の使用する周波数範囲(占有周波数帯幅の許容値及び周波数の許容偏差を含む。以下同じ。)が上表の基本周波数帯の範囲の2以上の欄の範囲にまたがるときは、各欄のうち最も広い周波数範囲となるよう、下限及び上限の規定をそれぞれ適用する。  
注2 上限が高調波で規定されている場合は、無線設備の使用する周波数範囲の上端の10倍、5倍又は2倍の周波数を上限とするものとする。

○総務省告示第十二百三十六号

電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第三十一条の規定に基づき、平成十六年郵政省告示第七十二号(端末設備であつて電波を使用するものうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件)の一部を次のように改正し、平成十七年十一月一日から施行する。  
平成十七年十月二十一日  
総務大臣 麻生 太郎

第二項第二号中「第七条第十五項」を「第九条の四第三号」に改める。

○総務省告示第十二百三十七号

端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第三十二条及び第三十四条の規定に基づき、平成十五年郵政省告示第六十号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件)の一部を次のように改正し、平成十七年十一月一日から施行する。  
平成十七年十月二十一日  
総務大臣 麻生 太郎

表一の項中「第七条第十五項」を「第九条の四第三号」に改める。

○総務省告示第十二百三十八号

端末設備等規則(昭和六十年郵政省令第三十一号)第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十六条の規定に基づき、平成十五年郵政省告示第六十一号(端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件)の一部を次のように改正し、平成十七年十一月一日から施行する。  
平成十七年十月二十一日  
総務大臣 麻生 太郎

第一項第一号中「第七条第十五項」を「第九条の四第三号」に改める。

○総務省告示第十二百三十九号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十五の二第一項第八号、第五十八条の二の六第一項第八号、第五十八条の二の九の二第一項第八号及び別表第二号第48並びに別表第三号30の規定に基づき、総務大臣が告示する一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を次のように定める。  
なお、平成十五年総務省告示第六百八十四号(一八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件を定める件)は平成十七年十一月三十日限りで廃止する。  
平成十七年十月二十一日  
総務大臣 麻生 太郎

- 一 搬送波のスペクトルの空中線電力に対する減衰量  
中心周波数から1チャンネルの帯域幅の五〇%以上二五〇%以下離れた周波数において、任意の1MHzの帯域幅当たりの空中線電力に対する減衰量Asmは、次の式により求められる値以上であること。  
$$Asm = a + b \times (pd - 50) + 10 \log (Bwch) \text{ dBc}$$
  
ただし、Asmは、次に掲げるアの場合には最大59.8 + 10log (Bwch/60) dBcとし、イの場合には最大56dBcとする。  
pdは離調周波数対1チャンネルの帯域幅比 [%]、Bwchは1チャンネルの帯域幅 [MHz] とする。  
a及びbは次のとおりとする。
- ア 1チャンネルの帯域幅が20MHz以下の場合  
$$pd = 50\% \text{以上} 100\% \text{未満のとき、} a = 11\text{dBc、} b = 0.3$$
  
$$pd = 100\% \text{以上} 250\% \text{以下のとき、} a = 10\text{dBc、} b = 0.32$$
- イ 1チャンネルの帯域幅が20MHzを超える場合  
$$a = 11\text{dBc、} b = 0.4$$

- 二 隣接チャンネルの帯域における空中線電力に対する減衰量  
中心周波数から1チャンネルの帯域幅離れた周波数及び1チャンネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として±0.45×1チャンネルの帯域幅の帯域内に照射される空中線入力端における空中線電力に対する減衰量が次に求められる値以上となること。  
ア 中心周波数から1チャンネルの帯域幅離れた周波数を中心として±0.45×1チャンネルの帯域幅の帯域内  
$$27 + 8 \log (Bwch/60) \text{ dBc}$$
  
Bwchは1チャンネルの帯域幅 [MHz] とする。  
イ 中心周波数から1チャンネルの帯域幅の二倍離れた周波数を中心として±0.45×1チャンネルの帯域幅の帯域内  
$$43\text{dBc}$$